

京都市告示第209号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

平成26年7月1日

京都市長 門川大作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する 障害区分
松灘 里佳	(社)信和会 京 都民医連第二中央 病院	内科	肢体, 心臓, 腎臓, 呼吸器, 小腸	音声・言語, そ しゃく
山川 高哉	社会医療法人西陣 健康会 堀川病院	循環器 科, 内科	肢体, 心臓	腎臓
山田 豊	社会医療法人西陣 健康会 堀川病院	内科	肢体, 心臓, 呼吸器	腎臓
山川 高哉	社会医療法人西陣 健康会 クリニッ クほりかわ	循環器 科, 内科	肢体, 心臓	腎臓
山田 豊	社会医療法人西陣 健康会 クリニッ クほりかわ	内科	肢体, 心臓, 呼吸器	腎臓

中西 雅樹	京都府立医科大学 附属病院	臨床検査 部・呼吸 器内科	呼吸器	免疫
後藤 広亮	(社) 信和会 京 都民医連第二中央 病院	内科	肢体	平衡, 音声・言 語, そしゃく

(身体障害者リハビリテーションセンター)